

**資金分配団体が自己資金・民間資金を拠出し実行団体に助成した場合における
実行団体の精算金額（残額）の取り扱いについて**

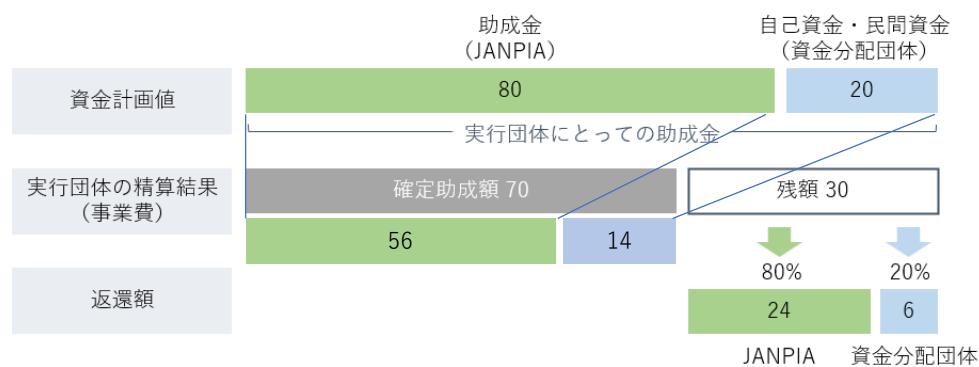
事業の最終年度を迎えた資金分配団体の皆様におかれましては順次事業完了時精算の準備を進めているところと存じます。この度、資金分配団体が自己資金・民間資金を拠出し実行団体に助成した場合において、実行団体の事業費に精算金額（残額）が発生した際の取り扱いについて下記の通りお知らせします。本取り扱いは、これから実施される事業完了時精算のすべてに適用されるものとなります。

記

実行団体の事業費の精算金額（残額）は、下図のとおり資金分配団体および指定活用団体（JANPIA）各々の負担割合に応じて各々に返還されます。具体的には、資金分配団体への返還額は、目的区分「実行団体への助成」の総額に対する自己資金・民間資金の割合を実行団体の事業費の精算金額（残額）に乘じた額となります。残りの精算金額（残額）は、資金分配団体を経由してJANPIAに返還されます。

資金分配団体への返還額計算イメージ

「実行団体への助成」の総額100に対する自己資金・民間資金が20、実行団体の事業費の残額が30の場合



上記ケースですと、JANPIA は 80 の助成金支出に対し、事業費の確定助成額が 70 となつたことによって、この 70 に対して 80% 相当の 56 を負担することになるので、助成金支出 80 と 56 (最終負担額) の差額 24 の返還を受けますが、この分は「返還金」として扱われ、その後は他の助成事業の原資に組み入れられます。

また、資金分配団体は、同じく事業費の確定助成額が 70 となつたことによって、この 70 に対し、20% 相当の 14 を負担することになるので、助成金支出 (自己資金からの支出) 20 と 14 (最終負担額) の差額 6 の返還を受けることになります。

なお、資金分配団体が「実行団体への助成」に自己資金・民間資金を拠出していない場合、または全実行団体の事業費の精算金額（残額）が 0 円の場合、資金分配団体への返還はありません。「実行団体への助成」に自己資金・民間資金を拠出しているかどうかは、資金計画書における「3. 事業費の明細」に記載がありますのでご確認ください。

資金分配団体への返還額の計算は、資金分配団体の事業完了時精算手続きにおいて行います。現在の精算様式では返還額が計算できないため、事業完了時精算において資金分配団体から必要書類を提出いただいた後、必要に応じて JANPIA で返還額の計算等を実施しますのでご了承ください。個別事案については JANPIA の担当 PO までご相談ください。

以上